

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	令和2年12月25日(金) 9時30分～11時15分
■場 所	仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
■出席委員	風間会長、丸尾副会長、伊藤委員、岩谷委員、大野委員、小林委員、西條委員、廣木委員、山口委員、山崎委員、山田委員
■欠席委員	菊池委員、牧委員、松木委員、松八重委員
■事務局	樋口環境部長、及川環境企画課長、相田環境対策課長、加藤環境共生課長
■審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 愛子土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について(諮問第69号)</li> <li>・仙台市役所本庁舎建替事業に係る環境影響評価方法書について(諮問第70号)</li> <li>・鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業に係る環境影響評価準備書について(諮問第71号)</li> </ul>
■報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 仙台バイオマス発電事業に係る工事計画等の変更について</li> </ul>
■事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者1 (仮称) 愛子土地区画整理事業 事業者</li> <li>・事業者2 仙台市役所本庁舎建替事業 事業者</li> <li>・事業者3 鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業 事業者</li> <li>・事業者4 (仮称) 仙台バイオマス発電事業 事業者</li> </ul>
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会成立報告</li> </ul>
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul>
風間会長	<p>【次第3 報告】</p> <p>&lt;&lt;公開・非公開の確認&gt;&gt;</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする</p> <p style="text-align: right;">→ (各委員了承)</p> <p>議事録署名 山田委員を指名</p> <p style="text-align: right;">→ (山田委員了承)</p>
(審議1) 風間会長	<p>それでは審議に入る。</p> <p>(仮称) 愛子土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について、前回の審査会における指摘事項に対する対応方針等を伺った上で審議し、その後、答申案について議論する。</p> <p>それでは、前回の審査会における指摘事項に対する対応方針について、資料1-1に基づき、事業者から説明をお願いする。</p>
事業者1 風間会長	<p>(資料1-1について説明)</p> <p>ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。</p>

山田委員	資料1-1の2ページや7ページで、対応方針として、関係各所と詳細な対策を協議すると記載があるが、事業者自身はどのように関係各所と合意するよう進めるのか。
事業者1	今回ご指摘いただいた部分の管理者は、公共団体となっている。環境アセスメント手続きで示している対策の実現に向けて、管理者にも協力いただけないかと協議を進める。
西條委員	今のお答えは、あくまで公共団体向けの視線で、地域住民に対しての視線ではない。公共団体では、合法的であれば問題ないというところがあるが、地域住民としては、暮らしやすさや安全性等を気にすると思う。特に、交通渋滞が発生する右折方向のその先は、愛子駅やこども病院、広瀬文化センターなど、人が集まるエリアになっている。そのようなことも考慮し、地域住民に対する視点を持ってほしい。
事業者1	交通については、警察とも、安全の確保について協議をしている。愛子駅方面への右折については、現状でも右折滞留長が足りないという結果が出ており、事業計画地外ではあるが、今回の開発によって、さらに交通量が増えることがあるので、安全面も考慮して積極的に対応していきたい。また、避難の対策についても、安全安心という面で、施工者側としても、出店する企業に求めていきたい。
風間会長	ほかにあるか。
風間会長	ここで事業者の方は退出を願う。
西條委員	それでは、答申案について審議する。 事前に配付している資料1-2の答申案について、委員の皆様から、事前の意見がなかったが、この場で何か意見等はないか。
事務局	答申案の文案の中に「可能な限り」という言葉が入っているが、そのレベルを判断するのは事業者になる。そうすると、可能な範囲の中でここまでやりました、というように、自分たちで限界を作ってしまうことになる。そうならないような言葉はないのか。
風間会長	これまでの答申でも、「できる限り」や「可能な限り」というような表現を使ってきたところである。本審査会で、様々なご議論をいただいた中で、どこまで努力してください、というようなことをはっきり示すことが難しいこともあります、このような表現が妥当であると考えている。
事務局	交通渋滞の話でも、事業が要因で渋滞が起ったのか、周りの違う要因で渋滞が起ったのかというように、因果関係を明確にするのは難しいと思う。具体的な設定をしてしまうことが妥当かどうかという話がある中で、「可能な限り」は妥当な表現だと思っている。
	先ほどの説明の補足になるが、議論の中で、こういったところまで求めたらいいのではないかといったようなご意見も出るところだが、それをどこまで答申に盛り込むのかというところや、それを盛り込んでしまうと、

	そこまでやればよいとなってしまう。相対的に見ると、こういった表現が妥当だと考えている。
風間会長	ほかにあるか。
	それでは、本日のご指摘をもとに、最終的な調整については私と丸尾副会長に一任いただくという形でよろしいか。
	(各委員了承)
	それでは、そのようにさせていただく。
(審議2)	
風間会長	次に、仙台市役所本庁舎建替事業に係る環境影響評価方法書について、前回の審査会における指摘事項に対する対応方針等を伺った上で審議し、その後、答申案について議論する。
	それでは、前回の指摘事項等についての説明を事業者にお願いする。
事業者2	(資料2-1について説明)
風間会長	ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。
小林委員	資料2-1の3ページ、CASBEEについて、基本的には記載の内容はいい方法だと思っているが、このプロジェクトの中心は仙台市なので、仙台市が思う方向にしか進まない。自分が中心だという意識をぜひ強く持ってほしい。
風間会長	雨水排出抑制への配慮について、どのように調整していこうという具体的なアイディアはあるか。
事業者2	資料2-1の1ページで対応方針を書いているが、透水性の舗装や浸透枠、浸透側溝などの雨水浸透の施設、あと植栽等を設けるということで、雨水の流出抑制等、地下水の涵養を図っていくことを考えている。具体的には、今後の緑化計画や、外構計画によるので、現時点ではこれ以上お示しできないというところである。
風間会長	これは降った雨をそこにとどめるという話だと思うが、雨水管に引くときに、雨水を貯めておいて、植栽などの散水に使うというような、仙台市が昔からやられているアイディアも含めて、今後検討していただきたい。
風間会長	ほかにあるか。
風間会長	ここで事業者の方は退出を願う。
風間会長	それでは、答申案について審議する。
	事前に配付している資料2-2の答申案について、お手元の当日配付資料のとおり、委員の皆様から事前に意見をいただいている。これについて山田委員よりご発言をお願いする。
山田委員	答申案の風害、景観の(5)について、周辺の街並みと調和した良好な景観形成に努めるよう求めるべきであるという内容について、まず周辺の町並みが必ずしも仙台の強い杜の都を表現できている、景観のベストな形

とも思えないでの、より仙台らしさを創出するような意識を持って、取り組んでいただきたいということで、まず仙台らしい緑の景観形成というふうに、修正案を提示させていただいた。良好な景観形成というのも、何をもって良好なのかというのが曖昧なので、仙台らしさという表現とした。できれば、今後何十年という形で、この市街地中心部の開発事業もいろいろと行われるかと思うので、その時に、仙台市庁舎の緑の存在が、他の事業者を誘発させていく、仙台市庁舎がこういう緑であるから、我々もこだわらなければいけないというような、拠点になっていただきたいという気持ちを込めてこのような修正案を提出させていただいた。

風間会長

以上の意見について、何かコメント等あるか。

大変いい修正だとおもう。

それでは、修正案とご指摘のなかったものについては原案に賛同されたということでおろしいか。

→（各委員了承）

追加の意見等あれば、後日事務局までご連絡をお願いする。また、修正があれば、最終的な文面等の調整については私と丸尾副会長に一任いただくことでおろしいか。

→（各委員了承）

それでは、そのようにさせていただく。

(審議 3)

風間会長

それでは審議に入る。

鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業に係る環境影響評価準備書について、事務局より説明をお願いする。

事務局

本準備書については、11月27日から1ヶ月間縦覧を行っており、意見書の提出期限は1月11日までとなっているので、意見書の有無及び内容については、次回の審査会で報告する。

準備書の内容については、別冊資料3に基づき、事業者から説明をお願いする。

（別冊資料3について説明）

ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。

有効活用地については、今回の環境影響評価の対象外だと思うが、今後の有効活用地の計画段階においても、環境影響評価の対象とならないということでおろしいか。

事務局

今回の環境影響評価の対象は、大規模建築物の建設の事業となっており、規模要件としては、延べ面積が5万平方メートル以上となっている。

廣木委員

了解した。現時点で、この有効活用地の計画実施予定については、ずいぶん先となっており、この再整備事業で、住民の方の構成も変わってくる

と思う。しかしこの有効活用地の利用計画に関しては、今回の再整備事業と連鎖して行われるものなので、環境影響評価制度の対象ではないとしても、今後そのプロセスの中で、例えば自主的に環境影響評価を実施したり、住民の意見についても、環境影響評価制度に準じた形で反映させるようになるなどしっかり進めていただきたい。

鶴ヶ谷第一市営住宅の再整備においては、事業者である仙台市が、住民の方の意見を聞きながら、いろいろなことを進めていったと伺っているので、そういう経験を踏まえて、住民の方が住みやすい有効活用地の利用がなされるようにぜひお願ひしたい。

事業者 3 有効活用地については、供用を開始する時期を 3 回に分けており、最初は令和 13 年頃、最後は令和 17 年頃を見込んでいる。使い方については、その時点の状況を踏まえて、お住まいの方や団地の周辺の方々のご意見をお聞きしながら、慎重に検討してまいりたい。

小林委員 緑化について、準備書の 1-9 ページや 1-11 ページ、1-12 ページにあるように、工事に影響があるということで、既存の樹木をあらかた伐採する計画となっている。おそらく、居住棟の向きが変わったりするので、既存の樹木が残せないのだと思うが、現状で、残置できるのが 5 本、伐採対象は、6 メートル以上が 57 本、3 から 6 メートルが 383 本となっており、現在緑がたくさんある状況と言える。それに対して、1-11 ページを見ると、新規樹木が中木と高木を数えても 20 本ぐらいしかない。可能な限り既存樹木を活用するよう検討すると、注釈に記載があるが、活用できない場合には、木がなくなってしまう平坦な緑になってしまふ。もともと周囲と連携して緑化計画を検討していくことになっていたと思うが、そのあたりが配慮されていないのではないか。

事業者 3 植栽計画については、1-11 ページの図 1.4-4 で、植栽計画図を示しているが、今、外構の工事を含めて、実施設計を始めたところである。その中で、できるだけ既存の樹木の状況を踏まえながら、樹木を復元していくというような考え方のもと、実施設計を進めていきたい。

小林委員 できる限り緑の状況を復元していくことが、きちんと準備書には書かれていよいよ思う。現状で緑がたくさんあるので、周辺の環境も含めて一体的な取り組みを積極的に考えていただきたい。また、1-14 ページや 1-15 ページの維持管理や省エネについて、仙台市では将来において、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言している。その中で、建築物を長く使うというようなサステナブルについても今言われている最中である。維持管理については、今回の計画では等級 2 となっており、コスト的な配慮等もあるのかもしれないが、等級 3 にされてはいかがかと思う。

1-15 ページの断熱については、等級 4 であり、等級的には問題ないが、平成 28 年の基準省令等に基づいてということになっている。最近の地球温暖化の関係で、仙台市は地域区分が 4 から 5 になった。関東、東京と全く同じレベルにされているが、そんなことはなく、関東、東京と比べると気温が低く、寒い場合には暖房器具の電力消費が高い地域なので、この基準を上回る勢いでやらないと、ゼロエネルギーはとても目指せない。積極的に省エネルギーを考えていきたい。

事業者 3

緑化については、今後の設計の中で考えていくとともに、準備書への表し方についても検討していく。

省エネについては、維持管理に関しては等級 2、省エネ対策の断熱に関しては等級 4 としており、これは、国土交通省で出している公営住宅に関する環境基準を示した技術的助言をもとに、仙台市の市営住宅設計基準で定めているものである。もう少し上を目指してというご指摘について、コストが上がることによって、お住まいの方の家賃への影響も可能性としてあることから、等級については今後検討していきたい。

小林委員

エネルギーについては、従前でいいわけではなくて、未来志向で考えないと、絶対ゼロにならない。国でも高い水準を設定しており、仙台市でも長持ちさせる建物を作ることを目指しているわけなので、環境アセスメントという視点で申すと、ぜひ検討をお願いしたい。

また、温室効果ガス等について、7-3 ページの環境影響評価項目の選定で、車両については選定しているが、施設の稼働や人の居住等については選定されていない。ゼロエネルギーを目指すとか、高い等級の断熱を入れることによって、電力消費が下がってくることがあるのではないか。従前と比べて、省エネ化していくことは、非常に重要な指標になる。集合住宅であるが、温室効果ガスについてのデータを取って、どういう結果が出るかなど、検討いただきたい。

事業者 3

今後の検討とさせていただく。

山崎委員

大気質について、準備層の 8.1-60 ページ、降下ばいじんの予測結果が参考値を結構超えている。特に北側居住地等では参考値の倍以上となっている。この対応として、散水等を行い、これにより参考値を下回ってくるとのことだが、予測値としては結構大きな値であるため、記載のある散水等をしっかりとやっていただきたい。

また、8.1-36 ページの二酸化窒素について、こちらは環境基準等で問題になるレベルではないが、重機稼働による寄与率が、他のものに比べて、高いので、こちらについても、重機関係の平準化など取りうる対応を重点的にやっていただきたい。

事業者 3

準備書で示した環境保全措置については、しっかりと事業の中で進めて

いきたい。

岩谷委員

騒音について、いくつか基準を上回っているところがあり、対策をするということだが、今回の計画は、かなり長い期間にわたって、工区分けして、繰り返し工事されることになる。その場合、狭いところに、騒音の反射物が建っていくことになる。例えば、準備書に ASJ モデルについて記載があるが、音源からどのように波面が広がっていくかだけを考えていて、反射の分が入っていない。建物に人が住み始めた時、やってきた波面が完全反射することで、3dB ぐらい上がる可能性がある。そうすると、この予測を境界部分だけで行うのは不十分で、何か反射の効果を入れることはできないか。

そう考えたときに、8.2-44 ページで、76dB で 1dB しか上回っていないように見受けられるが、それにとどまらない可能性もある。高層の建物が狭いところに建ちながら住み替えていくと、かなり環境的には厳し目になる。第 1 工区の移転が始まって、2034 年までに十数年続くとなると、かなり住環境的には悪くなると思う。しっかりととした予測に基づいて、評価していただきたい。

事業者 3

予測方法については、面整備事業環境影響評価マニュアルや音響学会の ASJ-CN モデルを採用しており、その中で反射の反映について計算するのは少し難しいと考えている。ただご指摘のとおり、反射の影響で、音が大きくなるといった不確実性は想定しており、保全対策をしっかりとしていくことと、事後調査の中で、各建築工事の時に騒音の測定などをしていくので、環境基準をオーバーしないよう対策を徹底していきたいと考えている。

岩谷委員

何か反射点を設けて、そこも音源があるというようにすれば、ASJ モデルを少し変更した形で評価できるかもしれない、検討いただきたい。検討させていただく。

事業者 3

準備書の 7-1 ページ、環境影響評価要因の抽出について、事業計画で緑化をある意味、ゼロからスタートさせていくと、当然ながら育樹をしていかなければならない。今回、供用による影響で「農薬・肥料の使用」がバツになっているが、育樹に伴う肥料散布とか、何か薬を使うことは予定されていないか。また、その予定が計画的にあるのであれば、7-3 ページの評価項目の選定でせめて配慮項目にするとか、何か具体的な行動がわかる計画としていただきたい。

山田委員

次に、8.4-5 ページの工事中の排水計画について、池への排水については沈砂池を設けて、濁水を基準値以下に抑えるよう予定されているようだが、動物の調査によれば、この池にはカワセミが棲んでいる。カワセミは魚をとるので、基準を守ったとしても、そういう生物に対する配慮がな

	ければ、市民からカワセミがいなくなった要因は、工事によるものだというような意見が出てきかねない。単純に基準値を守っているからいいではなくて、周りに対する配慮として、生き物のモニタリングをするなど、そういう考えを持って、ぜひ計画を進めていただきたい。
事業者 3	また、8.4-7 ページの流出係数の数値について、この出典と土地の条件を明記していただきたい。
山田委員	鳥類について、カワセミ等が棲んでいるので、池が汚れないように濁水対策をしっかりと講じるとともに、事後調査計画でも、動物の調査をしていくので、そこでもしっかりと確認していただきたい。
事業者 3	出典については、きちんと記載させていただく。
山田委員	肥料については、今のところ考えていないので、項目外としている。
風間会長	植樹をしていく時、肥料がなくても大丈夫なのか。
山口委員	住宅の外構に植樹をする際、苗の状態から植えて、その時に肥料を混ぜた客土で植えるが、その後、生育させていくために、定期的な肥料の散布などはしていない。
事業者 3	植樹時点で、肥料が表面流出で水とともに流れていくようなやり方はしていないので大丈夫だということで、理解した。
山田委員	沈砂池の浮遊物質量の予測について、流出係数 0.5 というのは、住宅地としては少し低めであるので、どうしてこの値としたのか説明していただきたい。
風間会長	予測条件よりも大きい雨が工事期間中にあると、指數関数的に浮遊物質量が増え、基準値を超えることが何度か起こることがある。そのため、沈砂池で積極的な保全措置を考えていただきたい。
山口委員	地盤関係について、準備書の 1-1 ページに、昭和 40 年代の経済成長期に開発された団地とあり、また 6.1-83 ページには、活断層地形である長町・利府、及び大年寺山の活断層が近くに存在するとある。さらに、計画地内には谷部を 10m 以上埋め立てて造成した谷埋め盛土地盤が分布しており、計画地内では東北地方太平洋沖地震によって、市営住宅 2 棟を建て替えるとともに、一部の住棟や擁壁を改修する必要があるほどの被害が生じたとある。6.1-87 ページには、切土・盛土図が示されており、この準備書を読む限り、かなり盛土の危険性を認識しているように受けた。にもかかわらず、将来の地震や盛土に対してどう対策するかについての記載がない。この盛土の問題についてどう考えているか教えてほしい。特に仙台の住宅地の斜面の問題は、宮城県沖地震から全国的に知られており、重要な部分なので、方針など教えてほしい。
事業者 3	6.1-87 ページに示すとおり、この鶴ヶ谷団地を造成した際に、切土のほか、沢などに盛土をしており、切土と盛土が混在している団地になって

	いる。今回市営住宅の建て替えで、既存のエリアから団地の中央部に寄せた格好で建物を配置するが、例えば既存の杭を引き抜いてしまうと土が緩くなってしまうなどの危険性があるので、なるべく既存の宅盤はいじらずに建物を建てていくことを考えている。新しい建物については、構造の計算をして、杭を設置して、建物が倒壊しないようにと考えている。
山口委員	地震で被害が起きた時の復旧方法は現状復帰のみと思われ、特別な対策をしているのか、少し不安である。例えば盛土や擁壁は、前回の地震で壊れなかったから、前回以上の地震が来ない限り、安全というわけではなくて、界面に水が溜まっていたり、盛土から土が流出したりすると、経年劣化でどんどん弱くなる。前回に被害が起きたところは、切土・盛土のどの部分でどういう形式で起きたのか、擁壁背後の水位はどうなっているか、沢や谷筋の排水用の配管が今でも機能しているのか、盛土と谷筋の地下水が排水機能によって減っているのか、沢筋の水が池に流れるような排水になっているのかなど、確認されているか。宮城県沖地震は40年おきぐらいの周期で起きているので、トータルで考えて盛土の排水や地下水をしっかり調べて、仙台市の資産をちゃんと守れるということを確認したほうが良い。できれば、被害調査などを書面で残してもらいたい。
事業者3	東日本大震災により建て替えた2棟や一部補修した擁壁は、いずれも盛土部分であった。既存の擁壁の構造や、ご指摘のあった水抜きの排水がちゃんと機能しているかについては調査しているが、これらを残せるのかそれとも新たに整備するのかについては、今後の詳細設計の中で考えていきたいと思っている。また、団地全体の雨水排水については、鶴ヶ谷中央公園への傾斜による排水となっており、新しい住宅団地についても同じ計画である。
山口委員	盛土に関する資料が、準備書にしっかりと書いてあるので、この資料を活用して、きちんと対策を講じ、大丈夫だということを示してほしい。
事業者3	書籍に残すことについては考えてみたいと思うが、今後の設計の中できちんと状況を把握して、設計を進めていきたい。
風間会長	配慮項目として選定してはどうか。長い期間の事業になるので、排水や地下水について、しっかり見ていただきたい。
事業者3	配慮項目として新たに項目を設けて、現況の土質や土壤をきちんと把握した上で、安全対策を講じていくことを追記する方向で考えてみたい。
大野委員	8.5-12ページの動物について、注目すべき種の予測結果では、工事する場所で見つかった鳥の種類が、ほとんど草地で生息している種になっている。対策として樹木の復元が書かれているが、草地性の種だと樹木だけでは、エサが取れないなどの影響がある。新しく建て替えたことによって、舗装されない草地の面積の変化はどうなるのか教えてほしい。

事業者 3	<p>準備書の1-13ページにあるように、今回新規に植栽を行うが、草地についても、仙台市の基準を満足する緑化率で、芝生の整備などを行っていくこととしている。</p> <p>工事前の面積については把握していないが、今後、追加で検討させていただく。</p>
大野委員	<p>基準は満たしているということだが、タイルなどで全部覆って、草地が以前より少なくなってしまうと、鳥類とかはエサが取れなくなるので、その辺りを検討して、もし草地面積が減っているようであれば、増やす方向で考えていただきたい。</p>
風間会長	<p>ほかにあるか。</p> <p>それでは、追加の意見等があれば、後ほど事務局にご提出をお願いする。</p> <p>次回は、本日の意見等について事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思う。</p>
(報告 1)	<p>次に報告に入る。</p>
風間会長	<p>(仮称) 仙台バイオマス発電事業に係る工事計画等の変更について、事業者より報告をお願いする。</p>
事業者 4	<p>(資料 4について説明)</p>
風間会長	<p>ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。</p>
風間会長	<p>本件は工事が2ヶ月後ろ倒しになるとのことだが、これについて、地元の方への説明、または役所を通じての説明や発表などはあったのか。</p>
事業者 4	<p>市役所及び宮城野区役所にはお伝えをしている。あとは各地元、特に、もともとのこの事業用地にお住まいだった方々、具体的には、中野伝承の丘保存会と言われる元町内会の皆さんのがいらっしゃるので、そちらの皆様にはご報告をしている。あとは七北田川を挟んで南側の南蒲生町内会にも、ご報告をさせていただいている。</p>
丸尾副会長	<p>燃料保管倉庫の工事がかなり長くなっているが、これは何か仕様の変更等があったのか。</p>
事業者 4	<p>特に仕様の変更はなく、詳細を詰めていった際に、このような工期となつたところである。</p>
山崎委員	<p>試運転期間が長くなっているが、理由は何か。</p>
事業者	<p>まずタンクの試運転と、実際の発電所の試運転を分けて実施し、その後、連動試験を行う形に変更になったため、期間が長くなっている。</p>
伊藤委員	<p>地域の方にご説明されているということだが、その説明をされた時に、意見などはあったか。</p>
事業者	<p>例えば南蒲生町内会の方については、現状でも周辺に発電所があるので、大気の影響を懸念されている声はいただいている。その中で、できれば常時監視のようなものがつけられないかといったお話をあった。こちら</p>

風間会長

については環境アセスメントの事後調査で、南蒲生のエリアにおいて、稼動後1年後の調査を追加で実施する、というご説明をしている。

ほかにあるか。

それでは、この件については以上とする。

本日の意見等を踏まえて、今後の事業計画を検討願う。

事業者の方はご退出をお願いする。

風間会長

それでは、その他、何かありますでしょうか。

事務局

本日の審査案件に対する追加意見は、1月8日（金）まで。

事務局

【次第5 閉会】

《審査会終了》

令和3年1月27日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 風間 聰

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

山田 一裕